

専門医・認定臨床医生涯教育単位認定における 申請期間の短縮及び料金徴収について

教育委員会

「V-13 別表 専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位」における (2) 教育研修講演等受講の単位より、以下についてお知らせいたします。

【1. 申請期間の短縮】

- f) 地方で定期的に行われる研究会や学術集会での教育研修講演 (2 回目以降申請)
- g) 地方会が認める講演

上記 2 項目につきましては、6 月 10 日より開催 3 カ月前からのオンライン申請が可能となります。

なお、「f) 地方で定期的に行われる研究会や学術集会での教育研修講演」の初回申請については、会則審査を行うため、現状どおり開催 4 カ月前までの受付となります。

【2. 料金徴収】

6 月 10 日ご申請分より、以下の金額を認定料として徴収いたします。

- f) 地方で定期的に行われる研究会や学術集会での教育研修講演10,000 円
- g) 地方会が認める講演5,000 円

審査の結果、単位付与が認められた研究会には、払込のご案内を差し上げますので、宜しくお願いいたします。

以上、ご留意いただきますよう宜しくお願いいたします。